

平成24年度事業計画について

1 廃棄物の埋立処分の実施

高知県内で発生する産業廃棄物のうち管理型最終処分場に埋立処分しなければならない産業廃棄物並びに日高村及びいの町の一般廃棄物の焼却残渣について、それぞれの排出者から処理の委託を受けて、最終処分場内に適正に埋立処分を行う。

(1) 産業廃棄物処理計画量

(t)

	燃え殻	ばいじん	鉍さい	汚泥	廃石綿等	廃石膏ボード	建設混合廃棄物	合計
処理計画量	2,200		2,460 (5,000)	340	40	590	0	5,630 (5,000)

※鉍さいの()書きは、高知市弥右衛門地区区画整理事業による受入予定量であり、合計5,630tの外数

(2) 一般廃棄物処理計画量

日高村及びいの町の可燃ごみの焼却残渣 2,200t

2 医療廃棄物の破砕・滅菌処理(中間処理)の実施

高知県内の医療機関等から排出される感染性廃棄物及び非感染性廃棄物の処理の委託を受け、マイクロ破砕滅菌処理装置で破砕・滅菌処理を行う。処理後の残渣は、場外に搬出して焼却処理を行う。

年間処理計画量

感染性廃棄物 3,720 kL (93,000箱/40L)

非感染性廃棄物 1,190 kL (29,750箱/40L)

計 4,910 kL (122,750箱/40L)

3 公益法人への移行手続き

法令で定められた移行期限(平成25年11月末)までに移行が完了するよう、法令に基づく手続きを進めていく。

4 環境保全活動等

(1) 河川環境の保全

ア 能津小学校が実施する環境学習(河川の水質調査、水生生物の観察)

等) 活動を支援する。

イ 漁協と連携して、仁淀川へ鮎の稚魚を放流する。

ウ 河川愛護月間(7月)に仁淀川の清掃活動を実施する。

(2) 環境保全に係る連絡協議会の開催

日高村と締結した環境保全協定に基づき環境保全に係る連絡協議会を開催し、環境モニタリングの結果及び廃棄物の処理量等を報告するとともに、委員との意見交換を行う。

5 環境測定等の実施

(1) 環境測定

水環境の確認のために、モニタリング井戸、地下水集排水管出口、浸出水処理施設入口及び仁淀川で採水し、地下水、浸出水及び河川水の水質検査を実施する。

また、大気環境の確認のために粉じんの測定を行うとともに、必要に応じて騒音、振動及び悪臭を測定する。

(2) 廃棄物の抜き取り検査

搬入された産業廃棄物が埋立処分に適した性状であるかを確認するために、埋立処分する前の廃棄物のなかから任意に抽出した廃棄物について、法令で定められた溶出基準等への適合性について検査を実施する。

(3) オオタカのモニタリング

建設工事中に引き続き、モニタリング実施要領に基づいてオオタカの営巣木の調査確認を行う。